

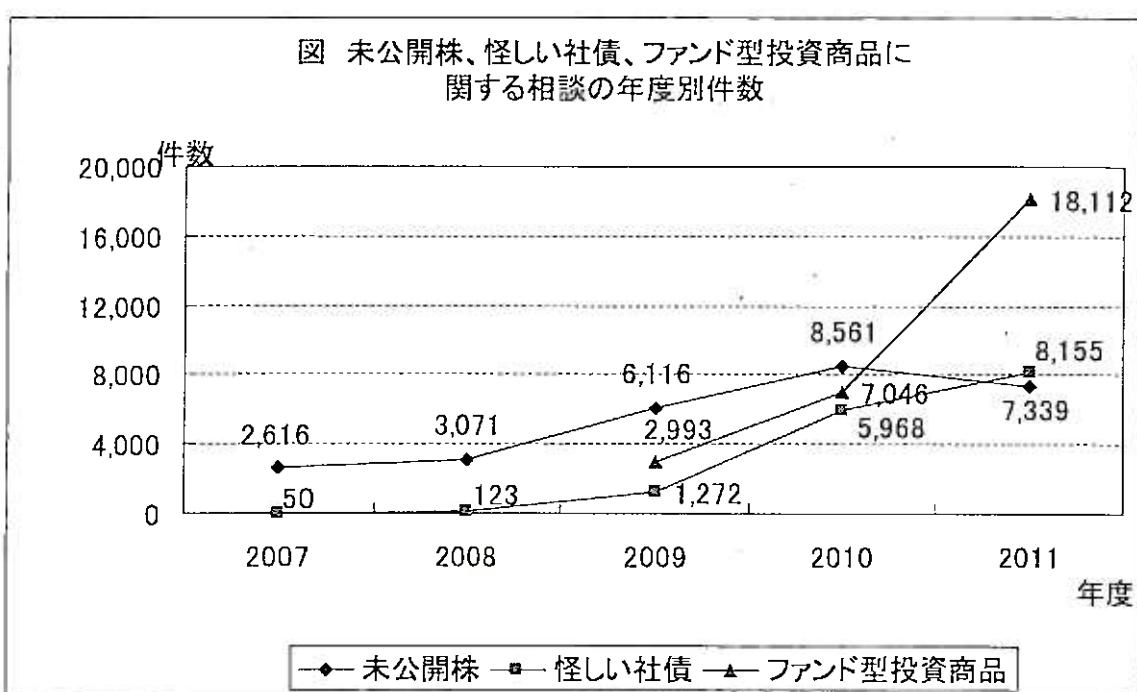
平成24年6月7日
独立行政法人国民生活センター

未公開株、怪しい社債、ファンド型投資商品に関する相談の状況について

1. PIO-NET¹に登録された相談件数

金融商品に関する相談の傾向の一つとして、近年、未公開株などの詐欺的な投資商品に関する相談が激増していることが挙げられる(図)。詐欺的な投資商品で多く寄せられているものとしては未公開株のほか、①怪しい社債²、②いわゆる「プロ向けファンド」のトラブル、③ファンドのスキームとなっているか峻別が難しい「怪しい権利取引」等が目立っている。なお、このような詐欺的な投資商品に関する販売勧誘の多くは無登録業者が行っているものと考えられる。

図 未公開株、怪しい社債、ファンド型投資商品に関する相談の年度別件数



※2012年5月20日までの登録分

(1) 未公開株の相談件数

2007年4月から2011年3月末までに寄せられた未公開株の相談(2012年5月20日までの登録分)は27,703件にも及んでいる。2010年には8,561件と過去最高の相談件数となった。2011年

¹ PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

² 「怪しい社債」とは、①金融機関等が介在せず、社債発行会社と直接契約がなされている、②「元本保証」などの不実告知による問題勧誘、見知らぬ買取り業者からの突然の勧誘が目立つ、③社債発行会社の実態が不明といった特徴をもつものとしている。

度は7,339件と減少に転じたが、依然として高水準で推移している。

(2) 怪しい社債の相談件数

2007年4月から2011年3月末までに寄せられた怪しい社債の相談(2012年5月20日までの登録分)は15,568件となっている。2009年頃から急増傾向が見られ、2010年は5,968件となり、2011年度は未公開株の相談件数を超える8,155件の相談が寄せられた。

(3) ファンド型投資商品の相談件数

2009年4月³から2011年3月末までに寄せられたファンド型投資商品に関する相談(2012年5月20日までの登録分)は28,151件寄せられている。2009年度は2,993件、2010年度は7,046件であったが、2011年度は18,112件⁴と大幅に増加している。

2. 国民生活センターで行ったトラブルに関する注意喚起

未公開株を初めとした詐欺的な投資商品のトラブルについては、「震災に乘じた未公開株の勧誘に注意!—「被災地支援」など震災にかこつけた話にだまされないでー」(別紙1)、「安愚樂牧場に関するトラブル速報!第4弾—『隠し財産が見つかった?』被害を取り戻すという二次被害トラブル急増!ー」(別紙2)、「ワールド・リソースコミュニケーションに関する二次被害にご注意!—被害を回復するという不審なハガキや手紙が届いても、絶対に取り合わないー」(別紙3)など、国民生活センターで頻繁に注意喚起を行っている。

トラブルの特徴としては、いわゆる「劇場型勧誘⁵」が非常に目立つほか、震災にかこつけた勧誘手法や、いわゆる「二次被害」の手口が散見される。また、最近では、銀行口座の凍結を回避する手段として、銀行振り込みでなく、現金書留でお金を支払わせる手口も見られるようになり、今後ますます巧妙な手口が用いられることが予想される。

以上

³ ファンド型投資商品については、2009年4月より集計を開始している。

⁴ なお、このうち、2011年度の安愚樂牧場に関する相談件数は3,595件であった。

⁵ ここでは、販売業者以外の何者かが、消費者に対し「購入額を上回る金額で未公開株を買い取る」などと勧め、販売業者との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、販売業者と契約をするように仕向け、契約させるという一連の勧誘手法を劇場型勧誘としている。



報道発表資料

震災関連トラブル速報 No.5

平成 23 年 6 月 23 日

独立行政法人国民生活センター

震災に乘じた未公開株の勧誘に注意！

—「被災地支援」など震災にかこつけた話にだまされないで—

このたびの東日本大震災において、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

国民生活センターでは各地の消費生活センター等とともに、被災された方々および被災地域を全力で支援してまいります。

2011年3月11日の東日本大震災発生以降、震災に乘じた様々な便乗商法に関するトラブルが寄せられている。各地の消費生活センター及び国民生活センター「震災に関連する悪質商法 110番」には「風力発電が注目され始めている。風力発電の事業者が近々上場する予定だ。上場すれば株価が上がり、もうかる」「国際的な医療等の救済活動や投資トラブルの被害者の救済をする会社が発行している株を買わないか。上場したら価値が上がる」といった、原発事故関連や被災地の復興支援をうたって未公開株の購入を勧誘する相談が寄せられている。

国民生活センターでは2006年以降、震災以前の2011年2月17日「絶対に耳を貸さない、手を出さない！未公開株や社債のあやしい儲け話」^(注1)の公表など未公開株についてたびたび注意情報発してきた。

また、2011年5月17日に改正金融商品取引法^(注2)が成立、無登録業者による未公開株等の取引に関して、表示・勧説行為の禁止、非上場の株券等の売りつけ等における売買契約の原則無効、罰則の引上げなどの規制が実現することとなった。改正法は本年11月末日までに施行予定となっている。

なお、改正法に付帯して「東日本大震災からの復旧・復興に向けた義援金・復興資金が全国から寄せられる中で、その募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引、無登録業者による未公開株等の勧説等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度の実効性ある運用に努めること」^(注3)が決議されている。

今回、改正法施行前に際し、震災に乘じた未公開株の悪質な販売勧説が駆け込み的に増えることが予想されることから、重ねて消費者に注意を喚起することとする。

(注1) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110217_1.html

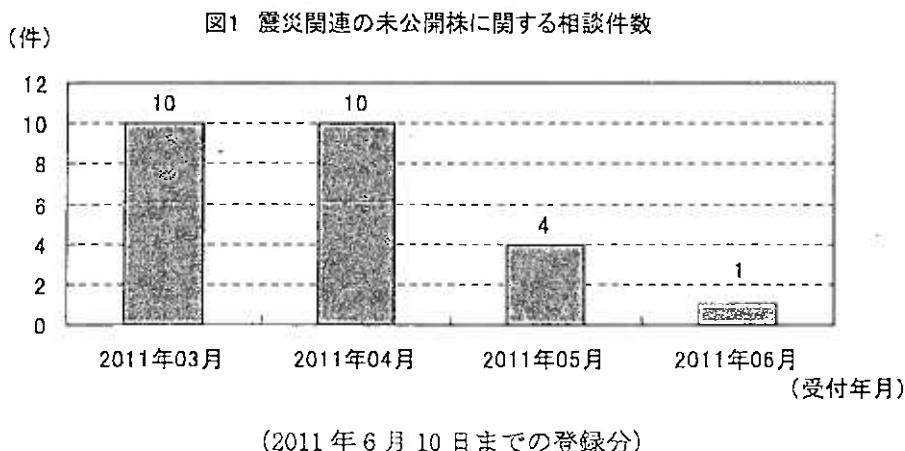
(注2) 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」のこと。
詳しくは<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>参照。

(注3) 第177回国会「財務金融委員会」第19号 会議議事録
http://www.shugiin.go.jp/itdb_koigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517720110513019.htm

1. PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)^(注4)にみる消費生活相談の概要

(1) 相談件数

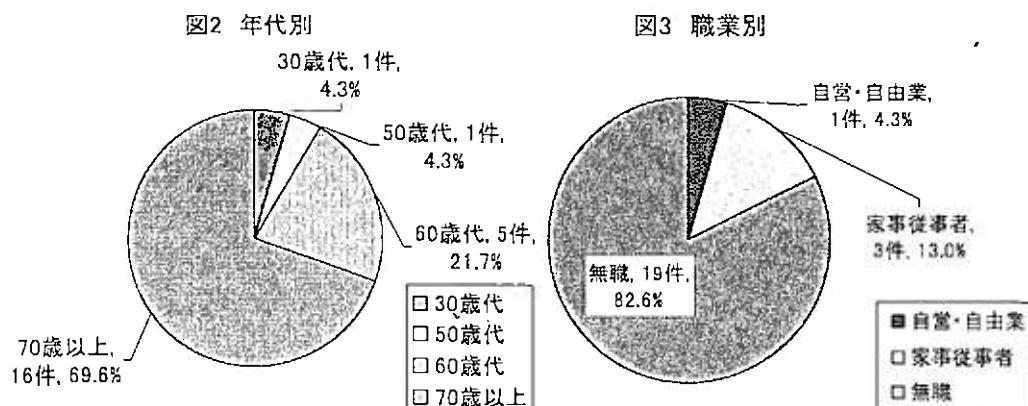
PIO-NETに寄せられた相談のうち、震災関連の未公開株に関する相談件数は25件(2011年3月～2011年6月10日までの登録分)である。3月に10件(40.0%)、4月に10件(40.0%)、5月に4件(16.0%)、6月に1件(4.0%)であった。



(2) 契約当事者の属性

以下は、全国の消費生活センターに寄せられた震災関連の未公開株に関する相談を分析した内容である。(※以下の項目について、不明・無回答は除く)

- ① 年代別に見ると、70歳以上が16件(69.6%)と最も多く、次いで60歳代が5件(21.7%)、30歳代、50歳代がそれぞれ1件(4.3%)となっており、高齢者が大半を占める(図2)。平均年齢は約71歳である。
- ② 男女別に見ると、男性が13件(54.2%)、女性が11件(45.8%)となっている(図3)。
- ③ 職業別に見ると、無職が19件(82.6%)と最も多く、ついで家事従事者が3件(13.0%)、自営・自由業が1件(4.3%)となっている(図4)。



(注4) PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

(3) 支払金額

(※以下の項目について、不明・無回答は除く)

すでにお金を支払ってしまった相談は9件あり、50万円未満と50万円以上100万円未満がそれぞれ3件(33.3%)と最も多く、100万円以上200万円未満、1,000万円以上2,000万円未満、2,000万円以上がそれぞれ1件(11.1%)となっている。平均金額は約607万円であった。

2. 主な相談事例

【事例1】風力発電会社の未公開株

東日本大震災の後、突然知らない業者A社からダイレクトメールが届いた。社名に見覚えはなく、中には風力発電の事業を行っているB社のパンフレットが入っていた。後日、A社から電話があり、「当社はB社の未公開株の購入を勧めている。今回の原発事故の影響で、原子力発電は使われなくなる。今後は風力発電が注目される。B社は風力発電事業を行っており、政府の高官も視察に行くような将来有望な会社だ。あなたは特別優待で、この会社の未公開株を安く買うことができる。今のうちに安く買っておけば、後で得をする」と勧誘され、B社の未公開株を1口40万円で購入した。

その後、証券会社を名乗る業者から次々と「1.5倍で買い取る」「買い増してほしい」という勧誘の電話がかかるようになった。不審に思い、娘に相談したところ、「だまされている」と言わされた。返金してほしい。

(2011年4月受付 70歳代 女性 無職 千葉県)

【事例2】「被災地の復興を支援する会社」の未公開株

突然電話で「東日本大震災の被災地を支援する会社の未公開株を買わないか。この会社は医療関係者や政府の人に呼びかけて救済センターを立ち上げた。救済センターは医療等の国際的な救済活動だけでなく、投資でだまされた人を救済するプロジェクトに取り組んでいる。これから成長していく、将来は上場する会社である。今のうちに未公開株を購入しておくと後でもうかる」と説明された。

その後、送られてきたパンフレットに当該救済センターの理事長の名前と病院名が掲載されており、パンフレットに記載された連絡先に電話をしたところ、「実在する病院の院長であり、当該救済センターの理事長でもある」と言われた。信用できると思い、勧められるまま未公開株を購入してしまったが、返金してほしい。

(2011年3月受付 70歳代 女性 無職 埼玉県)

【事例3】「鉄道建設関連業者の未公開株」を限定販売

自宅にA社のパンフレットが届き、後日、電話があり「東日本大震災の影響で今後、新幹線の建設事業や鉄道運輸関連の企画、メンテナンスなどの事業が増えていく。当社はその関連事業を請け負っている。あなたの在住地域の方が重役になっているので、市民限定で販売している。未公開株を1口10万円で買わないか。数に限りがあるため、急いで申込んでほしい」と言われた。

信用できるか。

(2011年3月受付 60歳代 女性 家事従事者 神奈川県)

【事例4】浄水器関連業者の未公開株

証券会社を名乗り「A社の未公開株を持っていないか」と電話があった。持っていないと伝えると、「パンフレットが届いたらぜひ、教えてほしい」と言われた。

2日後、「A社のパンフレットは届いていないか。東日本大震災の影響で浄水器の需要が高まっている。A社は浄水器メーカーの会社で、将来、上場する予定だ。A社の未公開株を欲しがっている人がいる。当社の代わりに未公開株を買ってくれば、2~3倍の値段で買い取る」と未公開株の購入を勧められた。さらに「あなたは今、オプション取引でもうかっているそうだが、当社が買い取る方がお金になる」と、自分がオプション取引をしていることを知っていた。マスコミが報道している劇場型勧誘だと思うので、情報提供する。

(2011年5月受付 30歳代 男性 無職 神奈川県)

3. 消費者へのアドバイス

(1) 震災を口実にしたセールストークにだまされない

「被災地復興の事業」や震災関連で需要が高まると思われる「建設事業」、原発事故の影響を受けて「浄水器関連事業」などと震災にかこつけて将来が有望な会社と説明し、消費者の投資欲をあおるが、信ぴょう性に乏しく、実態がない可能性が高い。安易に信用しないこと。

また、業者の信用性を確かめようと、消費者から業者に連絡を取ると、逆にまるめ込まれてしまうおそれがあるので、連絡はできるだけ控えること。

(2) 安易なもうけ話はきっぱり断ること

業者が未公開株の取引を不特定多数の人に勧誘することは考えにくい。「あなただけ特別」「必ず上場する」「絶対にもうかる」などと勧める安易なもうけ話は、きっぱり断ること。

(3) 業者が金融商品取引業者の登録を受けているのかを確認する

他社の未公開株を販売する等の金融商品取引業を行うには、金融商品取引業者としての登録が義務付けられており（金商法2条9項、29条）、無登録で未公開株等を販売した場合、罰則が課される（金商法198条1項）。

さらに今後施行が予定されている改正金融商品取引法においては、無登録業者による未公開株の販売だけでなく、勧誘行為も禁止し、契約を締結してしまったとしても契約を取り消し、返金を請求することができるようになる。そのため、販売業者の登録状況の確認は必須となる。

登録の有無は金融庁ホームページ^(注5)で確認できる。ただし、登録業者であっても業者の信用性を金融庁や財務局が保証しているわけではない。

(注5) 「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」(金融庁ホームページ)

(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)

また、実際の登録業者をかたって勧誘するケースもありうるので、登録業者名だけでなく、電話番号等の連絡先についても確認する必要がある。

(4) 買い取りが実行されることはまずない

「当社の代わりに未公開株を買ってくれば、5倍の値段で買い取る」「市民の方限定で買ってもらっている」等のセールストークで消費者の購入意欲をあおる、いわゆる劇場型勧誘が非常に目立つ。「何倍もの値段で買い取る」と買取業者は言うが、買い取りが実行されたという事実は1件も確認されていない。

(5) 支払ったお金を取り戻すのは難しい。あわててお金を支払わないこと

いったん支払ってしまった代金を取り戻すことは非常に困難である。特に申し込みや支払いを急がせる場合はあわてて支払ってはいけない。まずは家族や消費生活センターに相談してからでも遅くない。

もしお金を支払ってしまった場合、業者が指定した預金口座をすぐに金融機関と警察に連絡し、預金口座の利用停止を求めることが^(注6)。

(6) 勧誘された時点で最寄りの消費生活センターに相談する

知らない業者から勧誘があった場合、契約する前に最寄りの消費生活センターに相談すること。
契約してしまった場合でも、あきらめずに相談すること。

4. 被災地の方へ

「震災に関する悪質商法110番」(フリーダイヤル: 0120-214-888)の窓口では、悪質商法かどうかにかかわらず、消費生活に関する相談全般を受け付けている。生活の中で不安な点・疑問に思うこと等があれば、遠慮なく電話していただきたい。

※なお、政府広報でも震災関連の悪質商法について注意を呼びかけている。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201105/3.html>

5. 情報提供先

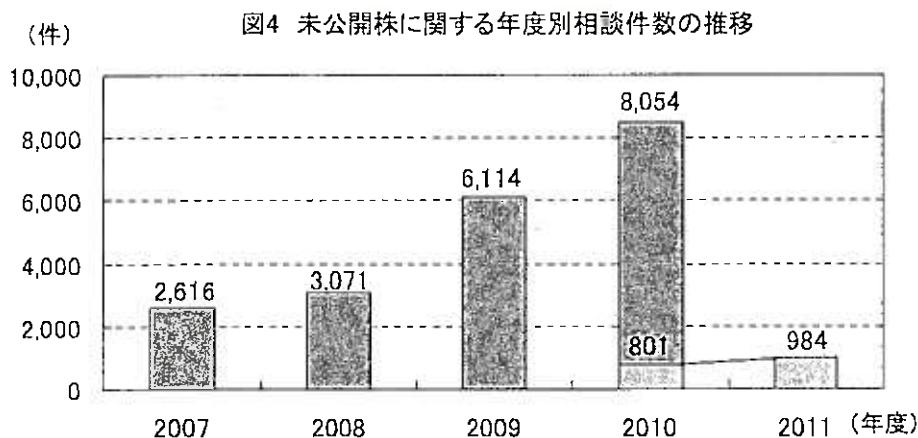
消費者庁 政策調整課

^(注6) 振り込み詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）では、振り込み詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定められている。財産を侵害する犯罪に利用されたと思われる預金口座にお金を振り込んでしまった場合、被害者が警察や振込先の金融機関に連絡・届出を行うことで振込先口座の凍結を依頼することができる。詳しくは金融庁「振り込み詐欺（恐喝）事件にご注意！」(<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuuusai/index.html>)

(参考資料)未公開株に関する相談件数(2011年6月10日)

(1) 年度別相談件数

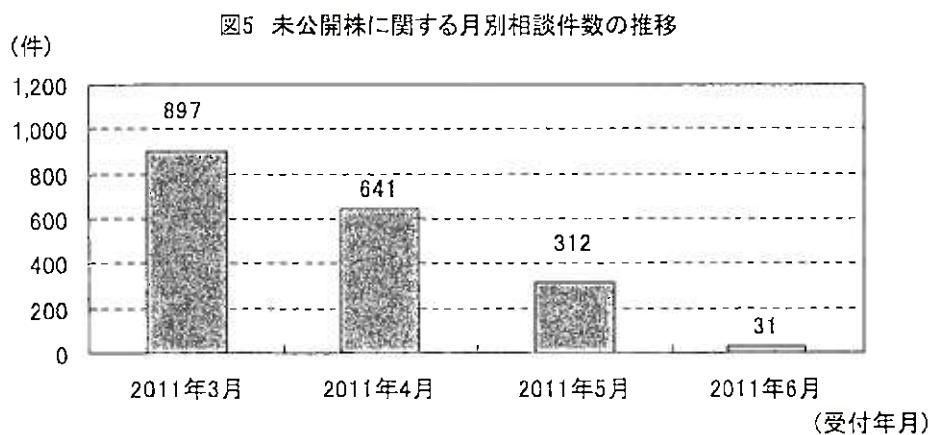
PIO-NETに寄せられた相談のうち、未公開株に関する相談件数は21,289件(2011年6月10日までの登録分)である。2007年度は2,616件(12.3%)、2008年度は3,071件(14.4%)であったが、2009年度は6,114件(28.7%)、2010年度は8,504件(39.9%)と増加傾向にある。更に2011年度は984件(4.6%)と2010年度の801件(前年同期)と比較すると、増加している(図4)。



(2011年6月10日までの登録分)

(2) 月別相談件数

PIO-NETに寄せられた相談のうち、未公開株に関する相談件数は1,881件(2011年3月～2011年6月10日までの登録分)である。3月は897件(47.7%)、4月は641件(34.1%)、5月は312件(16.6%)、6月は31件(1.6%)となっている(図5)。



(2011年6月10日までの登録分)

(3) 契約当事者の属性

以下は、2011年3月から6月に寄せられた未公開株に関する相談を分析した内容である。

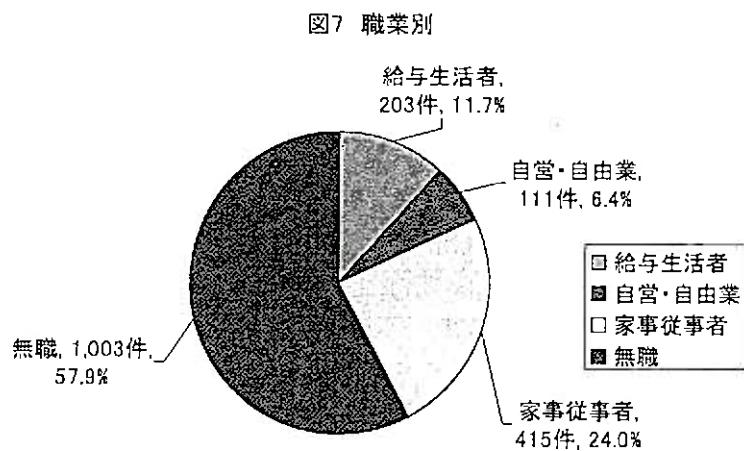
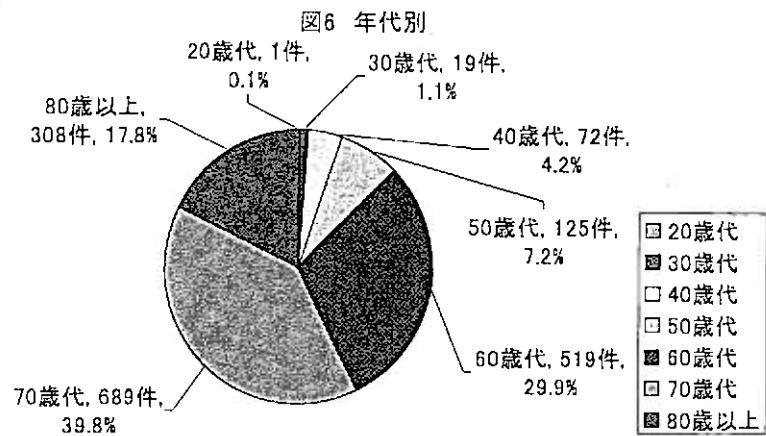
(※以下の項目について、不明・無回答は除く)

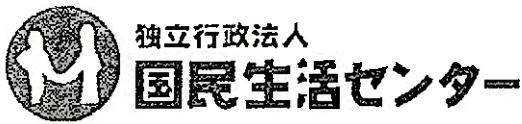
- ① 年代別に見ると、70歳代が689件(39.8%)と最も多く、次いで60歳代が519件(29.9%)、

80歳以上が308件(17.8%)となっており、高齢者が大半を占める(図6)。平均年齢は約70歳である。

②男女別に見ると、男性が974件(52.7%)、女性が873件(47.3%)となっている。

③職業別に見ると、無職が1,003件(57.9%)と最も多く、ついで家事従事者が415件(24.0%)、給与生活者が203件(11.7%)、自営・自由業が111件(6.4%)と続く(図7)。





報道発表資料

平成 24 年 5 月 2 日

独立行政法人国民生活センター

安愚楽牧場に関するトラブル速報！第 4 弾

— 「隠し財産が見つかった？」被害を取り戻すという二次被害トラブル急増！—

株式会社安愚楽牧場（以下、安愚楽牧場。2011 年 12 月 9 日、東京地方裁判所にて破産手続の開始決定）の被害を回復するとかたった勧誘に関する相談が、急増している。

2012 年 5 月 30 日に予定されている裁判所や破産管財人主催の債権者集会を前に、今後ますます同様の手口によるトラブルが増加する可能性もあるため、消費者に対して注意を呼びかける。

1. 相談事例

【事例 1】隠し財産が見つかったと勧誘する手口

「安愚楽牧場に隠し財産があることがわかったので、被害額を 70% 返金する。手数料として 30% 差し引く」と A 社から電話があった。その後 B 社の代行会社を名乗る C 社から、B 社の金採掘権の勧誘電話があり、「倒産した会社からの返金額に上乗せして購入するように」と勧められた。後日「200 人集まると 2~3 倍になる」等書かれた B 社の資料が届いた。再度 A 社から「B 社から金採掘権に関する封書が届いたか」と連絡がきたので、A 社に 400 万円払って、B 社発行の金採掘権を購入した。その後 3 社とも連絡が取れない。資料に記載されている A 社の所在地に行つたが A 社は存在していないかった。

(相談受付：2011 年 9 月、契約当事者：東京都、50 歳代、女性、家事従事者)

【事例 2】被害金額を取り戻す代わりに、別の債権を購入させる手口

和牛預託で倒産した会社に 2,000 万円の契約をし、落ち込んでいたところに投資会社から電話があり、「預けたお金の 6 割を取り戻す代わりに、優良債権を買ってほしい」と持ちかけられた。「4,000 万円を来月の中頃に現金で持参するので、その額をそのまま金の採掘権を買う投資事業匿名組合に入金してほしい。それには今すぐあなたの名前でこの投資ファンド 400 口出資額 4,000 万円の申し込みをするというファクスをしてほしい」と言わされた。預けたお金の 6 割が戻るならとその気になり、言われるままに申込書をファクスしたが、冷静になって考えてみると、倒産し裁判所が関わった案件についてそう簡単に返金ができるはずがない。まだお金は支払っていない。契約通知をファクスした後、まだまされているのではないかと不安で眠れなかった。

(相談受付：2012 年 2 月、契約当事者：宮城県、70 歳代、男性、無職)

【事例3】裁判所から個人情報を入手したと伝える手口

父親が和牛オーナー契約をして5,000万円を支払っていた。最近、「被害を回復する」という業者から電話がかかってくる。「被害金額の半額を取り戻せる」と言われた。本当の話であれば弁護士に相談し、契約したいと思う。業者に父親の連絡先をどこで知ったのかを尋ねると、「裁判所で見た」と言う。信用してよいか。

(相談受付：2012年3月、契約当事者：愛知県、70歳代、男性、無職)

※相談者と契約当事者が別

【事例4】相談したことではないのに、消費生活センターから個人情報をもらったとかたる手口

和牛オーナーの預託商法の被害に遭い、債権者届を出した。「安愚樂牧場が所有している土地を買いたいと思っている人がおり、その人が債権額の額面の40%でこの債権を買い取ってくれる」と電話があった。一度会って、債権の名義変更をしたいと言われている。他の人に相談したら、「くずのような債権を買い取ってくれる業者は存在するので、本当かもしれない」と言われた。この業者は信用できるだろうか。「どこで自分の個人情報を入手したのか」と聞いたら、「消費生活センターから情報を教えてもらった」と言われたが、自分はこれまで、安愚樂牧場の倒産で被害にあったことを消費生活センターに相談したことがなかったので、業者が言っていることは疑わしく思う。

(相談受付：2012年1月、契約当事者：東京都、40歳代、女性、家事従事者)

【事例5】行政から委託を受けて調査しているとかたる手口

破綻した和牛オーナー商法の被害に遭い600万円の債権がある。「4割の240万円で買い取る」と言うので、「会社案内を送ってほしい」と伝えたところ「会社案内を見たら余計信用できなくなるから送らない」と言われた。また、別の業者から電話があり「消費者庁から委託を受けて調査しているが、その会社なら信用できる」と言うが信用してよいか。

(相談受付：2011年12月、契約当事者：京都府、40歳代、女性、家事従事者)

2. 消費者へのアドバイス

(1) セールストークをうのみにせず、絶対に契約しないこと

裁判所による破産手続が進行している中で、個別に被害が救済されることはない。「隠し財産が見つかった」「債権を買い取る」などといった業者のセールストークは信用しないこと。何度も繰り返し電話がかかってくることもあるので、きっぱりと断ること。一度支払ってしまったお金を取り戻すのは、極めて難しい。

業者に指定された銀行などの預金口座にお金を支払ってしまった場合は、すぐに警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を求める。

(2) 行政が業者を勧めたり、個人情報を業者に提供することは一切ない

被害回復をかたる勧誘について過去の相談事例をみると、消費生活センターや国民生活センター、消費者庁等の公的機関を装いまたは委託を受けたとかたり、勧誘をしてくるケースもある。消費生活センター等の公的機関が、事例のように被害調査を業者に委託したり、被害者に

対して債権を買い取る団体を勧めたり、相談者情報を業者に提供することは一切ない。

また、破産法によると破産手続は一般には公開されておらず、利害関係人以外は裁判所で記録を見ることはできない。

(3) トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談すること

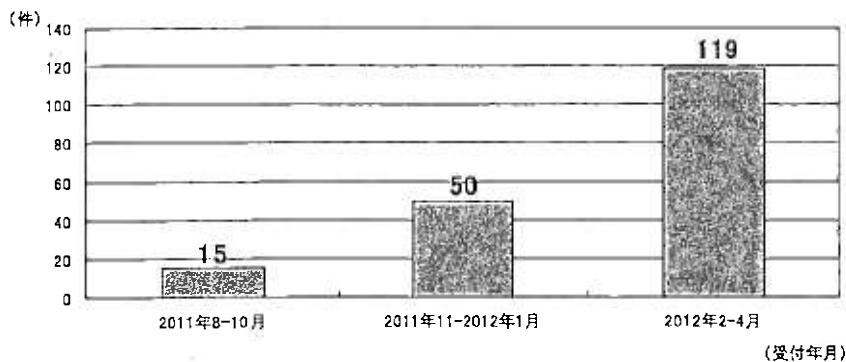
勧誘を断ったものの不安なときや、契約や支払いを強要されたとき、お金を支払ってしまったときなど、トラブルにあったらすぐに消費生活センターに相談すること。

なお、裁判所や破産管財人による安愚楽牧場の債権者集会が2012年5月30日に予定されていることもあるので、今後も自主的に情報収集に努めること。

3. 相談件数等

(1) 相談件数

安愚楽牧場の二次被害に関する相談件数は、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申し立てを行った2011年8月9日以降でみると、2012年1月が38件、2月が49件、3月が48件と増加傾向にある(2012年4月19日までの登録分)。



4. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

消費者委員会事務局



独立行政法人
国民生活センター

報道発表資料

平成 24 年 5 月 24 日
独立行政法人国民生活センター

ワールド・リソースコミュニケーションに関する二次被害にご注意！

—被害を回復するという不審なハガキや手紙が届いても、絶対に取り合わない—

2012年5月中旬に入り、ワールド・リソースコミュニケーション（旧アフリカントラスト、旧アフリカンパートナー、以下ワ社）の社債販売トラブルに遭った消費者から「ワ社から『国からの指導により判決が出たので、出資金を返還し配当金を支払う』とのハガキが届いたが信用できるか」「ワ社が他社と合併して新たな未公開株を発行する。買い増しすれば配当金が得られ、しなければ権利が消滅するので5月18日までに電話をするようにとの手紙が届いた。怪しいので情報提供する」などといったトラブルの被害回復をうたう不審な勧誘に関する相談が全国の消費生活センターに相次いで寄せられている。

ワ社については、2010年3月17日に社債をめぐる販売トラブルで国民生活センターが事業者名を付して注意喚起を行った^{注1}が、その後、連絡が取れない状況となっている。しかし、登記上は2010年3月17日公表時とほぼ同様の内容となっており、廃業・吸収合併の事実などは確認できない。加えて、証券取引監視委員会の勧告を受け、金融庁では2011年9月22日に課徴金納付命令をワ社に発出している^{注2}が、国からの指導で出資金返還の判決が出たという事実はない。また、ハガキや手紙には手続きの締め切り日が具体的に記載されており、消費者の焦燥感を煽る内容となっている。今後も同様の不審な手紙が送付される恐れが高いため、絶対に取り合わないように緊急で注意喚起を行うこととする。

1. 主な相談事例

【事例 1】父宛てに出資金返還をするので手続きするようにとのハガキが届いたが信用できるか
数年前、ワ社の社債を父が購入し、損害を被った。最近、父宛てにワ社から「2011年9月8日に、国からの指導により弊社の出資者に出資金返還の判決が出た。出資者には昨年10月から連絡しているが、いまだ手続きをしていない人がいる。本状を最終案内とし5月21日までに至急手続きをしてほしい。連絡がない場合は、出資証券は無効になる」との内容のハガキ（別紙1）が届いた。信用できるか。

(2012年5月受付 契約者：80歳代 男性 無職 熊本県)

^{注1} 「商号変更後・会社解散後も旧社名で社債を発行する業者—アフリカントラスト、アフリカンパートナー一名の社債には手を出さないで—」(2010年3月17日公表)
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100317_1.html) 参照

^{注2} 詳細については金融庁HP内「ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令の決定について」(2011年9月22日)
(<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20110922-3.html>) 参照

【事例 2】出資金を返還するというハガキの連絡先にかけたら収入印紙の送付を指示された

以前、ワ社の社債を 30 万円支払って購入してしまった。最近、そのワ社から「国からの指導により出資金返還の判決が出たので連絡をください」というハガキが届いた。具体的な手続きは記載されておらず、5 月 21 日までに電話をするよう書かれていた。記載の電話番号に連絡したところ、「手数料として 1 万 5000 円の収入印紙を送付してください」と指示があった。収入印紙を送ったらお金は返還されるのだろうか。

(2012 年 5 月受付 契約者：80 歳代 男性 無職 茨城県)

【事例 3】ハガキの連絡先に電話したら印紙代を現金書留で送ればお金を支払うと言われた

ワ社の社債を 300 万円で購入したが、配当はなくなり連絡も取れなくなっていた。昨日、「国からの指導により出資金返還の判決が出た。未払い配当と満期金額 8 億 7220 万円があるので最終手続きをするように」と記載があるハガキが届いた。電話をしたところ、「出資金と配当金を支払うが、手続きのため 5 万 2000 円の収入印紙が必要だ。身分証明書と収入印紙代を現金書留で送るよう」と言われ、その後「登録申請書」と「請求案内書」(別紙 2) が届いた。他にも複数出資トラブルに遭っているが、解約を申し出ても返金されたことはない。このハガキの内容は信じて良いものか。

(2012 年 5 月受付 契約者：60 歳代 女性 無職 岡山県)

【事例 4】ワ社と合併した会社の未公開株を買えば配当金が得られるという不審な手紙が届いた

以前ワ社の社債を 450 万円購入して被害に遭ったことがある。2012 年 5 月初旬、ワ社と合併したと称する業者から手紙が届いた。手紙には「ワ社は当社と合併し、さらに他の会社と合併を行って 2012 年 10 月には上場する予定となっている。総額 26 億円の配当が発生しているが、受け取るには株式変更手続きが必要であり、手続きしなければ権利が無効になる。また、100 株未満の場合は買い増しをしなければ権利が失効する。5 月 18 日まで問い合わせ先に電話をするように」との記載があった。不審なので自分は申し込まないが、他に被害が出ることもあるので資料(別紙 3) を提供したい。

(2012 年 5 月受付 契約者：80 歳代 男性 無職 北海道)

2. 問題点

(1) 国からの指導で出資金返還の判決が出たという事実はない

【事例 1】、【事例 2】、【事例 3】では、消費者に送付されたハガキに「国からの指導により資金返還の判決が出た」との記載がある。この点につき、金融庁では 2011 年 9 月 22 日に課徴金納付命令をワ社に発出しているが、この「命令」は「判決」ではなく、国からの指導で出資金返還の判決が出たという事実はない。また、日付も異なる。連絡したところ収入印紙や現金書留の送付を指示されるケース【事例 2】、【事例 3】も見られるが、詐欺の恐れが十分に考えられ、非常に悪質である。

(2) ワ社が合併した事実は確認できず、事実と異なる恐れが非常に高い

【事例4】では、ワ社と他の会社が合併したとの趣旨の手紙が消費者に送付されているが、2012年5月16日現在、登記上（詳細についてはP3「4. ワ社の登記情報」参照）はワ社が他の会社に合併された事実は確認できない。事実と異なる記載である恐れが非常に高く、問題である。また、【事例1】、【事例2】、【事例3】に記載のあるワ社の住所も、登記上確認できる住所と異なっている。

(3) 原則取引が無効となった未公開株の販売を持ちかけている

未公開株や社債等の取引については、2011年11月24日に金融商品取引法が改正・施行され、無登録業者の販売は原則無効となっている。しかし、【事例4】では未公開株の新規買い増しを勧誘しており、非常に問題である。

3. 消費者へのアドバイス

(1) ワ社の被害を回復するという不審なハガキや手紙が届いても、絶対に取り合わないこと

消費者に送付される手紙やハガキには事実と異なる記載が多く見られるほか、実態も不明であり、詐欺の恐れも十分に考えられる。また、無登録業者による未公開株の取引の場合、契約は原則無効である。そのため、「出資金が返還される」「合併後の新規の株を買えば配当金が得られる」などといったワ社の被害を回復するという旨の不審なハガキや手紙が届いても、絶対に取り合わないこと。

(2) 絶対にお金を支払わず、早めに消費生活センターに相談すること

今回のケースでは収入印紙の送付や現金書留でお金を支払わせるなど、銀行振り込み以外の巧妙な手口が散見される。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことがきわめて困難であるため、絶対にお金を支払わず、早めに消費生活センターへ相談すること。

4. ワ社の登記情報（2012年5月16日現在）

業者名 : ワールド・リソースコミュニケーション株式会社

旧社名 : アフリカントラスト株式会社（2009年11月18日付商号変更）

※ワ社は2009年11月18日にアフリカンパートナー株式会社を合併している。それ以外の吸収

合併の事実は記載されていない

本店所在地 : 東京都港区西新橋3-23-11

代表取締役 : 豊福 勝

会社設立日 : 2008年6月17日

資本金 : 4億800万円

5. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

<title>ワールド・リソースコミュニケーションに関する二次被害にご注意！－被害を回復するという不審なハガキや手紙が届いても、絶対に取り合わない－</title>

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社

出資者様への最終手続きのご案内

(アフリカントラスト株式会社)

(アフリカンパートナー株式会社) 含む

新規の様、ますますご見展のほどお喜び申し上げます。

さっそくですが、昨年9月（2011年9月8日）に国からの指導により弊社の（社債券満期・配当未払い）の出資者様に出資金返還の判断が出来ました。

至10月から出資者様全員にご連絡をいたしましたがまだ（4629名中3764名様）しか（満期出資金返還・配当払い）のお手続きをされておりません。残り865名様（出資金 8億7220万円）は、去る5月21日（月）までに至急お手続き、もしくはご連絡ください。

（本状の行き違いの出資者様はご了承ください）

内訳

アフリカンパートナー株式会社

平成21年11月18日にワールド・リソースコミュニケーション株式会社

に吸収合併

平成21年7月31日から平成21年10月31日までの間、延べ507名の者に対

して、これらの社債券を合計839,800,000円で取得。

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社

平成21年1月31日から平成21年7月31日までの間、延べ4,122名の者に対

して、これらの社債券を合計7,818,000,000円で取得。

未払い配当満期金額 8億7220万円 至急ご連絡下さい

未手続出資者数 865名

なお、これが最終案内とし、お手続きをされなかつた出資者様は5月21日（月）をもって出資証券は無効とさせていただきます。

ワールド・リソース
コミュニケーション株式会社

TEL 03-3663-12 [REDACTED]

〒151-0065 東京都渋谷区大山町 [REDACTED]

営業日 月～金 営業時間 10:00～17:00

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社

出資者様銀行貯金・預金口座振込み登録申請書

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社から出資者様へ未払い満期金及び
未払い配当金をお振込みいたします。
振込み口座をご記入し、現金封筒へ同封し添送してください。

平成 年 月 日

出資者様情報	
氏名	クリガナ
住所	〒 -
電話番号	TEL
fax番号	FAX (Fax) TEL
印	

金額口座	
金額種別名(郵便局を除く)支店名	口座番号
銀行 支店 出金 現金 その他	支店 口座名(アカウント)
匯入 分	

*銀行貯金・預金口座及び現金封筒に記載された領収書
は領収書以外に利用いたしません。

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社
〒151-0065 東京都渋谷区大山町
TEL 03-3663-1244

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社
〒151-0065 東京都渋谷区大山町
TEL 03-3663-1244

平成 24 年 5 月 14 日

- 1 出資者様銀行貯金・預金口座振込み登録申込書をご記入ください。
- 2 出資者様ご本人の身分証明書のコピーを一部同封してください。
(例、免許証・各種保険証・住民基本台帳カードなど)
(カラーコピー、モノクロでも可)
- 3 印紙代・手数料 52,000 円も同封してください。
- 4 最終確認 1, 2, 3、が整いましたら、現金封筒封筒にすべて同封して遠送にて送付してください。(現金封筒封筒はご本人負担でお願いいたします。)
返送は5月21日(月) 当日消印有効までに返送してください。
※5月21日(月) までに返送できない場合は必ずお電話ください。
- 5 未払い満期金・未払い配当金の支払い(出資金)体、弊社にて返送された書類など確認後、各自出資者様の口座へ平成24年5月31日(木)に入金いたします。(出資金額は全額返還されますが配当金に際しては余剰金から算出してお支払されます。)
※お支払された金額が異なっていた場合は、速やかに申し出ください。

弊社株式への株式変更登録手続きのご案内

アフリカントラスト株式会社(ワールドリソースコミュニケーション)及び株式会社[REDACTED]の有価証券情報開示に伴う重要な注目点です。

弊社は、所有の有価証券を是非有価証券上場、本旨面に付を通過付として、有価証券の有効活用を主導的申し上げます。

以上

アフリカントラスト株式会社
(ワールドリソースコミュニケーション)

*種類内容・株式資本等の監理状況に問題がなかった為、
株主名簿変換に問題がなかったとして下さい。

23年12月3社間で企
業買収構成

23年12月買収

株式会社[REDACTED]
合併後持株会社化

23年8月買収

株式会社[REDACTED]

24年6月18日(金)企業合併(23年10月合意:目的は業務提携による事業拡大)

合併

24年10月上場予定

株式会社[REDACTED]

2社買収による株主増・企業合併による資本提携及び上
場目指した純資産増→新会社[REDACTED]設立の為の
資本準備金を差し引いた剰余金を新規株主へ配当する。
(金 1,242,883円)

株式会社[REDACTED]

【企業買収に伴う株主変更登録のお知らせ】

仰啓

陽春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また株主様には日頃より格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます御礼申し上げます。

早速ですが、この度弊社において、旧アフリカントラスト株式会社（ワールドリソースコミュニケーション）及び旧株式会社[REDACTED]を吸収合併しました事のご報告と、新たに弊社が新会社を設立し、株式会社[REDACTED]（社名変更なし）を立ち上げ、現事業の拡大のため、是非とも買収企業株主様へ株主変更登録のお願い致しましたくこの度ご本書面をご送付させて頂きました。企業買収後ご挨拶まで、お時間がかかった事を深くお詫び申し上げます。昨年12月によろしく旧アフリカントラスト株式会社（ワールドリソースコミュニケーション）と旧株式会社[REDACTED]の株式名簿の返還後より、株主様へご挨拶ができる準備が整いました。

株主変更手続きにより、弊社株主となられましたお客様へは、本年6月に新たな企業合併・新会社設立に伴います割余金のお支払も確定しております。是非以下一読して頂きまして、弊社までのご回路を心よりお待ちしております。

敬具

◆-----◆

平成28年12月旧アフリカントラスト社（ワールドリソースコミュニケーション）及び旧[REDACTED]社と弊社株式会社[REDACTED]との3社間で、企業買収（吸収合併契約）が締結致しました。その後吸収合併の実務につきまして、本日まで3ヶ月超の時間有しましたが、企業吸収合併報告、決算報告、総会開催の通達ができなかった旧アフリカントラスト株主様297名、旧[REDACTED]株主様107名となっておりましたが、昨年12月1日付でその他紛失していました、両社株主管理名簿411名が返還されました。よって株主様へようやくご通達差し上げる事が実現致しました。両社の様々な株式管理体制によりご通達遅れました事を深くお詫び致します。

弊社では株主様の信頼を回復すべく、より一層の経営努力を重ね精進して行く次第でございます。

現在事業パートナーであります、[REDACTED]株式会社と合併を果たして、国内外のM&Aコンサルタント業務を柱に、投資事業組合財産の運用管理、経営に関するコンサルティング他、海外進出企業のトータルサポートシステムを構築中でございます。今後更なる需要が高まる中国やアジア圏への進出企業のサポートをしつつ、弊社の業績を積み上げ、社会に貢献できます様社員一丸となって努力させていただく所存でございます。

尚、旧アフリカントラスト株式及び旧[REDACTED]株主様に対して、弊社への株主様としての変更準備をしておりますので、以下弊社IRお客様相談室までご一報いただきたくお願い申し上げます。

■ 株式変更登録受付 ■ IR お客様相談室 ■ TEL 03-6667-1911

(※受付時間 9:00~18:00 土日・祝日休館)



株式会社 [REDACTED] 1

【旧株主様へのお詫びとお知らせ】

▶ 旧アフリカントラスト（ワールドリソースコミュニケーション）株主様及び旧[REDACTED]株主様へ

この度は、旧アフリカントラスト（ワールドリソースコミュニケーション）株主様、旧[REDACTED]株主様に対しまして、弊社株式会社[REDACTED]との吸収合併契約締結のお知らせが大きく遅れてしまった事を深くお詫び申し上げます。お知らせに遅れが生じましたのは、旧アフリカントラスト（ワールドリソースコミュニケーション）社、旧[REDACTED]社による株主管理名簿の紛失が原因となっており、大変不愉快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後株主様には弊社[REDACTED]株式への株式変更登録手続きを行っていただき、すべての旧アフリカントラスト（ワールドリソースコミュニケーション）株主様、旧[REDACTED]株主様に、2社間での企業合併により算出された剰余金配当を受け取っていただきたいと考えております。

▶ 平成23年11月開催 旧アフリカントラスト（アフリカントラスト）社株主総会決議のお知らせ

平成23年11月1日に弊社[REDACTED]は、旧アフリカントラスト社の抱える不良債権は8億円と9,200株の買収によって、旧アフリカントラスト株式会社発行株式総数1万株の内、82%を取得し、平成23年11月21日に開催された旧アフリカントラスト株主総会での決議によって、旧アフリカントラスト株式会社の吸収を致しました。決議の詳細は以下に示す通りとなります。旧アフリカントラスト株主様は、弊社[REDACTED]のご案内に従っていただき、株式登録手続きをお取りになっていただくため、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

【アフリカントラスト株式会社第21回株主総会議事録(以下議事録一部抜粋)】

- ▶ 日時 平成23年11月21日 AM10:00~11:30
- ▶ 場所 本社第一会議室
- ▶ 議長 代表取締役 豊福 勝・出席役員 取締役、染谷啓一、高岡昭次(顧問弁護士)、監査役 岡部則貴
- ▶ 発行済み株式総数 87,600株・当該会社の株主総数309名・総株主の認定株数 8,760個
- ▶ 出席株主数 29名・出席株主の議決権数 921個
- ▶ 議決経過及び結果
 - ・定刻午前10時、議長である代表取締役、豊福 勝は、議長席に着き、開催を宣し、定足数に足る株主の出席を確認し、本総会が適法に成立した旨を述べ、直ちに議案の審議に入った。
 - ▶ 議案 株式会社[REDACTED]の吸収合併賛否議長は、合併真意を詳細に説明し、その賛否を議場に詰ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。よって議長は、平成23年11月30日付けでアフリカントラスト株式会社（ワールドリソースコミュニケーション）が解散する旨を伝え、以上を持って、本日の議決が終了したため議長は閉会を宣した。

※アフリカントラスト株式会社：株式会社[REDACTED]清算に関する問い合わせ先

03-6328-13[REDACTED] (IRお客様相談室・株式推進室)

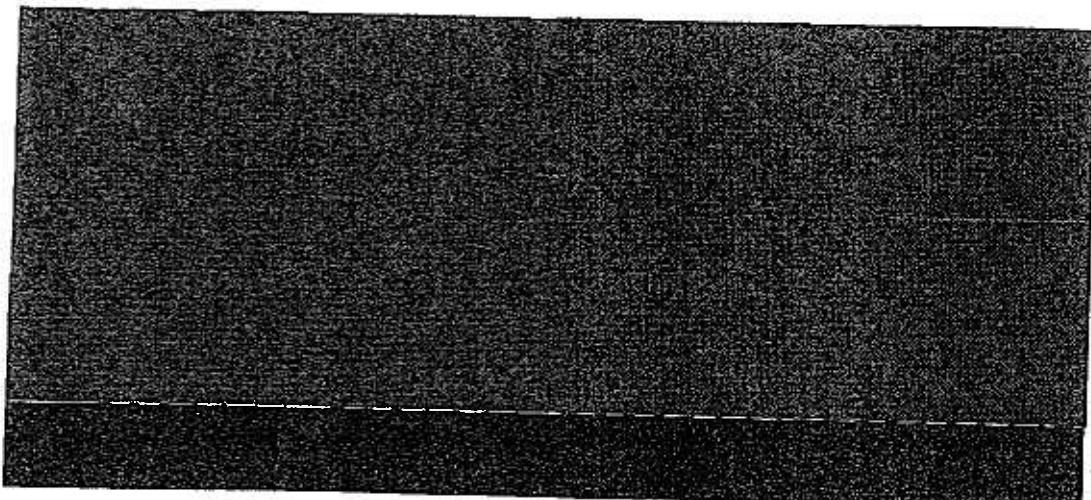
■ 株式変更登録受付 IRお客様相談室 TEL 03-6671-91[REDACTED]

(※受付時間9:00~18:00土日・振替休日除)

以上

➤ 平成23年8月開催 旧 [REDACTED] 株主総会決議のおしらせ

平成23年8月26日に弊社 [REDACTED] は、旧 [REDACTED] 社の抱える不良債権約3億4千万と5万2千株の買収によって、旧 [REDACTED] 社発行株数10万2千株の内、67%を取得し、平成23年8月12日に開催された旧 [REDACTED] 株主総会での決議によって、旧株式会社 [REDACTED] の吸収を行いました。決議の詳細は以下に示す通りとなります。旧 [REDACTED] 株主様は弊社 [REDACTED] の案内に従って、株式登録手続きをお取りになつていただくため、弊社までご連絡をお願い申し上げます。



以上

上記のとおり、アフリカントラスト株式会社、株式会社 [REDACTED] の株主総会にて、弊社 [REDACTED] は両社を吸収し、平成23年12月19日開催の定期株主総会第一号議案人員配置の件における認決の結果、役員及び社員の人員整理を行い旧アフリカントラスト役員9名の解雇、また同議案において、旧 [REDACTED] 役員、社員17名の解雇を行いました。

第一号議案における要点として、過去、弊社が吸収した両社の一部の役員は、純資産価値を大きく上回る値段でそれぞれの株式を不正に売却した経緯があったため、一部監査からの要請と指導のもと解説の決議をいたしております。弊社 [REDACTED] としましては、平成23年12月20日に法的手続きを完了しており吸収した両社全ての株式を魅了登録し、連絡の取れていない株主様の株式においても、弊社 [REDACTED] としてお迎え致したく準備をさせていただいております。

この度、ようやくご案内を差し上げることが叶いました。両社の株主様からのご連絡をお待ちしております。

※アフリカントラスト株式会社：株式会社 [REDACTED] 他清算に関する問い合わせ先

03-6328-13 [REDACTED] (株式会社アフリカントラスト株式推進室)

■株式変更登録受付 IRお客様相談室 TEL 03-6671-91 [REDACTED]

(受付時間9:00~18:00 土日・祝日休み)

以上

【旧アフリカントラスト及び旧 [REDACTED] 株主様へのご案内】

1. 旧アフリカントラスト株式会社(アフリカンマネジメント)、旧株式会社 [REDACTED] からの株式変更登録手続き

現在、旧アフリカントラスト、旧 [REDACTED] 株式を所有されている株主様の株式変更登録手続きを取らせていただいております。又、所有されていた株式数によって、[REDACTED] 株式の割り当て株式数が異なりますので、未だにお手続きを取られていない旧アフリカントラスト株主様、旧 [REDACTED] 株主様は、至急、当 [REDACTED] IR お客様相談室までお問い合わせ下さい。

■株式変更登録受付 IR お客様相談室 TEL 03-6671-91 [REDACTED]

(※受付時間 9:00~18:00 土日・祝日除く)

お問い合わせをいただき、株主様確認が取れ次第、弊社株式会社 [REDACTED] の株式電子登録をさせていただきます。

尚、旧アフリカントラスト株式会社、旧株式会社 [REDACTED] の有価証券(株券・社債券)は既に無効となっております。両株式の買収業者は存在致しませんので対応しない様お願いします。

又、本年 5 月をもって弊社事業の最終年度となりますので、最終年度期末配当として総額金 2,610,056,000 円を株主様へ配当させていただきますので、配当を受け取るには株式変更手続きが必要です。詳しくは弊社までご連絡願います。

大変お手数をおかけ致しますが、旧アフリカントラスト株主様、旧 [REDACTED] 株主様からのお電話をお待ちしております。

2. 弊社 [REDACTED] 企業合併契約締結のお知らせ

弊社 [REDACTED] と [REDACTED] 株式会社は、平成 23 年 10 月 11 日に開催された第 16 回合同役員会意義の決議において、平成 24 年 5 月 18 日(金)付けでの両企業の合併に合意し、企業合併契約が締結(※1)致しました。これにより、弊社 [REDACTED] は、平成 24 年 5 月 17 日(木)付けで、解散させていただくことと相成りました。合併後の新会社名は、今まで通り弊社名称、「株式会社 [REDACTED]」を引き続き継承して参ります。

つきましては、平成 24 年 5 月 18 日(金)より弊社 [REDACTED] は、更なる業務発展のため、心新たに発足する運びとなり、現在両社役員、両社社員共々平成 24 年 10 月の東証上場へ向けて準備を開始しております。

今般の合併は、平成 23 年 3 月より行ってきた両社の業務提携によって、著しい成果が得られたために、両社役員、両社株主合意のもと執り行われましたが、今後は分散しております経営資本を統合することによって、両社が目指した事業拡大への道が標され、経営の効率化が図られるため、社業の更なる発展に大きく貢献するものと考えております。

弊社社員一同、お取引先企業様からの信頼獲得を大前提に置き、業務に全力を尽くす所存でございますので、株主様には、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

※1――

平成 23 年 10 月 11 日開催の第 16 回合同役員会議、同日平成 23 年 10 月 11 日開催の当社株式 1% 以上保有者の株主様を対象とした臨時株主総会にて、両社の企業合併案を下記のとおり決議致しました。

1. 合併の目的：当社の、M&A による営業効率、技術の向上及び利益の拡大を目的とする。

2. 合併の趣旨 : ①合併の日程

・>第16回合同役員会議合併決議	平成23年10月11日
・>合併契約締結	平成23年11月1日
・>合併効力発生日	平成24年5月1日
・>新会社設立日	平成24年5月18日

②合併方式

新会社を設立する合併方式とし、両社は新会社設立日の前日に解散します。

③合併による割り当て

当社株式と新会社株式との株式比率は1対2となります。

3. 合併契約締結時の両社概要(平成23年12月31日時点)

商号	株式会社 [REDACTED]	株式会社 [REDACTED]
所在地	[REDACTED]	[REDACTED]
代表者	代表取締役 [REDACTED]	代表取締役 [REDACTED]
設立	[REDACTED]	[REDACTED]
資本金	[REDACTED]	[REDACTED]
発行株式数	[REDACTED]	[REDACTED]
主な事業内容	[REDACTED]	[REDACTED]

4.合併後の状況 : 商号、所在地、代表者、資本金および決算期の変更は、すべて新会社設立日までに行い、新会社登記内容に関しては、平成24年6月4日(月)に開催されます弊社株主総会後株主様へのご報告を致します。

3. 合併後に設立となる、新会社の株式変更登録手続きのお知らせ

この度、企業合併が締結したことにより、弊社では、平成24年5月31日までの期間で、平成24年5月18日設立となる新会社が発行する新株への株式権利変更手続きを取らせていただいております。

こちらのお手続きは、両社のすべての株主様にお取りになっていただく必要がございますので、お手続き期間内でのご連絡、お手続きをお願い致します。

*万が一、期間内にお手続きいただけなかった弊社株式については、そのすべての株式権利が無効となりますので、くれぐれもご注意下さい。

※お手続き期間 : 平成24年5月18日(金)まで

株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] 株式会社との合併における株式交換比率の決定（平成 23 年 10 月 11 日）により、弊社 [REDACTED] 株式 100 株に対して、[REDACTED] 株式 50 株の 2 対 1 で定められており、弊社 [REDACTED] 株式の単元株式数は 100 株単位と決定しています。

こちらの単元株式数決定については、第 16 回合同役員会議での決議後に行われた株主総会（※2）において、議決権定数以上の採決の結果、満場一致にて可決され、決定致しております。これにより、単元株式数未満株の端株状態となる株主様（所有株数 99 株以下の株主様）には、新株発行における調整を行っていただく必要がございますので、平成 24 年 5 月 18 日（金）までに必ず当社、株式会社 [REDACTED] までお電話下さい。

端株状態のまま放置されると、商法及び会社法に法り、その権利、効力が失効（消却）致しますので、ご面倒おかけしますが、どうか宜しくお願い致します。

※2

平成 23 年 10 月 11 日開催の第 16 回合同役員会議及び同日開催の当社株式 1 % 以上保有株主様を対象とした臨時株主総会で、新株発行における当社株式の単元株式数変更案を下記の通り決議させていただきました。

1. 単元株式数の変更について

- ① 変更の理由 : 当社合併のため、相互の資本割合により定めた株式比率に沿うため。
- ② 変更の内容 : 単元株式数を、50 株から 100 株に変更する。合併における変更目的のため、株式の分割は行わず、株主の所有株式数自体は変わらない
- ③ 変更日 : 平成 24 年 5 月 18 日

2. 定款変更

- ① 変更の理由 : 上記単元株式数の変更に伴うもの
- ② 変更の内容 : ※現行定款

単元株式数 第四条 ・当会社の 1 単元の株式数は 50 株とする。

※変更後

単元株式数 第四条 ・当会社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

附則 単元株式数に関する経過処置 ・第四条の変更是平成 23 年 7 月 29 日をもって、その効力発生までは、従前通りの次の通りとする。

単元株式数 第四条 ・当社 1 単元株式数は 50 株とする。尚、本附則は、第四条の変更効力発生後、これを削除する。

以上

弊社 [REDACTED] 株式 100 株に対して、新会社株式が 100 株発行されます。 100 株を超える株式を所有されている場合、100 株単位ごとに新会社 100 株発行されます。

このとき、100 株単位は満たしているが、更なる 100 株単位を満たさない場合の端株分については、1 株単位または 10 株単位での新株発行を行わないため、株式の調整が必要となります。この場合の株式調整の方法は、単元株式不足分の増資をいただき、端株をなくしていただく事となります。

4. 合併後、設立となる新会社のお知らせ

（1）新会社の設立日と決定済みの概要

・設立日	[REDACTED]
・資本金	[REDACTED]

▶発行株式数	[REDACTED]
▶発行社債券の総数と総額	[REDACTED]
▶本社所在地	[REDACTED]
▶社員数	[REDACTED]
▶決算期	[REDACTED]

※発行株式数は、両社株式からの登録変更株式数を満たし、尚且つ、新たに発行される、60,000株を追加した株式数としている。これに伴い、新たな株主へ発行する株式から捻出される資金と、募集する新株予約権付社債によって捻出される資金を資本金として組み入れるものとする。

(2) 平成 24 年 6 月 4 日に開催される第 2 回臨時株主総会にて決議される議案

▶第一号議案 商号決定の件	候補商号三案の中から決議される
▶第二号議案 代表取締役一名選任の件	候補者三名の中から一名が選任される
▶第三号議案 取締役七名選任の件	候補者十四名の中から七名が選任される
▶第四号議案 監査役二名選任の件	候補者十四名の中から二名が選任される
▶第五号議案 特別顧問株主二名決定の件	候補株主五名の中から二名が選任される
▶第六号議案 株式公開準備の件	
▶第七号議案 剰余金処分の件	剰余金配当割り当ての決議済み詳細確認
▶第八号議案 新会社株式の大量取得行為に関する買収防衛策考案の件	

※上記議案は、平成 23 年 10 月 11 日に開催された第 16 回合同役員会議で決議された議案となっております。

尚、決定済み概要に関しては、同会議にて決議された内容となります。

※平成 23 年 10 月 31 日開催の臨時合同株主総会では、弊社株式の 0.1% 以上所有株主様に招待状を送らせていただいております。弊社株式を 0.1% 未満所有されている弊社株主様には、誠に申し訳ございませんが開催後にご通達差し上げますので、ご理解とご了承をいただけます様お願い致します。

※上記第七号議案の剰余金処分の件について、別紙にてご説明させていただいております。

(3) 新会社の公開準備に関するお知らせ

現在までに、新会社の株式公開について交渉を行ってきた内容として、開催された全ての会議（両社内の取締役会議、合同役員会議、合同取締役会議、両社内の株主総会）において、賛否の意見で一致しており、出席者一同、両社の企業理念に則り、一つの大きな目的を達成するためには、これまで以上の業務拡大と、会社自体の規模拡大が必要不可欠である、という考えに至っております。又、株式公開日時としては、本年度 10 月を目処としており、既に、株式事務代行機関や指定振替期間等との話し合いを開始しております。ジョイント・グローバル・コーディネーターについても、大手証券会社数社が候補にあがんでおり、準備段階として三社の証券会社との話し合いを行っています。

今後の両者と新会社の動きとしまして、平成 24 年 6 月 4 日開催の臨時合同株主総会にて主観証券会社の選考が行われ、平成 24 年 6 月 4 日（月）同日開催の弊社株主総会におきまして、公開準備状況の情報開示をさせていただきます。

(4) 新会社の発行する第一回無担保転換社債型新株予約権付社債のご案内

【平成 23 年 10 月 11 日開催の第 16 回合同役員会議で決議された、第 19 回新会社発行社債の件】

①	発行社債の種類	無担保転換社債型新株予約権付社債																					
②	発行の目的	新会社設立における資本金、資本準備の確保 株主数拡大による経営の促進と企業規模の拡張 株式公開後を視野に入れた株式純資産価値の上昇と株主への還元																					
③	発行社債と総額と総数	金 27 億円	5,720 個																				
④	1 万円券の総額と総数	金 3 億円	3,000 個																				
⑤	50 万円券の総額と総数	金 8 億円	1,600 個																				
⑥	100 万円券の総額と総数	金 10 億円	1,000 個																				
⑦	500 万円券の総額と総数	金 6 億円	120 個																				
⑧	発行社債の元本保証	全ての発行社債に元本保証が付き、各保証の満期時に全額償還する																					
⑨	発行社債の償還方法と期限	各保証が満期を迎えた時点で額面 10 万円につき金 10 万円で償還する																					
⑩	利息の配当方法	各保証の年間利率によって発生する利息を 12 ヶ月で分割し(保証期限の満期を迎えるまで毎月第一水曜日に指定口座へ払い込むものとし、払込金取扱機関が休日等の非営業日の場合は、翌営業日に払い込むものとする)																					
⑪	発行社債の利率と償還期間	<table border="1"> <tr> <td>・金 10 万円券 1 年保証</td> <td>年利 5%</td> <td>・金 50 万円券 1 年保証</td> <td>年利 7%</td> </tr> <tr> <td>・金 10 万円券 3 年保証</td> <td>年利 6%</td> <td>・金 50 万円券 3 年保証</td> <td>年利 8%</td> </tr> <tr> <td>・金 100 万円券の 1 年保証</td> <td>年利 9%</td> <td>・金 500 万円券 1 年保証</td> <td>年利 11%</td> </tr> <tr> <td>・金 100 万円券の 3 年保証</td> <td>年利 10%</td> <td>・金 500 万円券 3 年保証</td> <td>年利 12%</td> </tr> </table>				・金 10 万円券 1 年保証	年利 5%	・金 50 万円券 1 年保証	年利 7%	・金 10 万円券 3 年保証	年利 6%	・金 50 万円券 3 年保証	年利 8%	・金 100 万円券の 1 年保証	年利 9%	・金 500 万円券 1 年保証	年利 11%	・金 100 万円券の 3 年保証	年利 10%	・金 500 万円券 3 年保証	年利 12%		
・金 10 万円券 1 年保証	年利 5%	・金 50 万円券 1 年保証	年利 7%																				
・金 10 万円券 3 年保証	年利 6%	・金 50 万円券 3 年保証	年利 8%																				
・金 100 万円券の 1 年保証	年利 9%	・金 500 万円券 1 年保証	年利 11%																				
・金 100 万円券の 3 年保証	年利 10%	・金 500 万円券 3 年保証	年利 12%																				
⑫	株主への転換方法	各保証が満期時に額面 10 万円につき 10 株に転換可能となる。転換後は社債としての効力は失い、元本の償還も行わないものとする																					
⑬	社債発行日と補償開始日	平成 24 年 5 月 1 日発行。保証開始日は抽引購入日と同日とする																					
⑭	社債権利発売開始日	平成 24 年 5 月 1 日販売開始																					
⑮	社債権利販売終了日	平成 24 年 5 月 31 日販売終了																					
⑯	社債購入資格者	設立される新会社の株式取得の必要はないものとし、特に定めない																					
⑰	株主還元社債保証の定め	株主還元社債保証は、設立される新会社株式取得者限定の保証とし更に現在発生している剰余金の一部を割り当てる特別な保証となる為、申込みの早い 300 個を限度とする。販売終了は 5 月 31 日とする																					
⑱	株主還元社債保証の目的	各剰余金の内 20% を協力株主に割当て企業円滑と総会の活性化を図る																					
⑲	株主還元社債保証の利率と転換株数	<table border="1"> <tr> <td>・金 50 万円券 1 年保証</td> <td>年利 9%</td> <td>75 株</td> <td>・金 50 万円券 3 年保証</td> <td>年利 10%</td> <td>100 株</td> </tr> <tr> <td>・金 100 万円券 1 年保証</td> <td>年利 11%</td> <td>150 株</td> <td>・金 100 万円券 3 年保証</td> <td>年利 12%</td> <td>200 株</td> </tr> <tr> <td>・金 500 万円券 1 年保証</td> <td>年利 13%</td> <td>750 株</td> <td>・金 500 万円券 3 年保証</td> <td>年利 14%</td> <td>1000 株</td> </tr> </table>				・金 50 万円券 1 年保証	年利 9%	75 株	・金 50 万円券 3 年保証	年利 10%	100 株	・金 100 万円券 1 年保証	年利 11%	150 株	・金 100 万円券 3 年保証	年利 12%	200 株	・金 500 万円券 1 年保証	年利 13%	750 株	・金 500 万円券 3 年保証	年利 14%	1000 株
・金 50 万円券 1 年保証	年利 9%	75 株	・金 50 万円券 3 年保証	年利 10%	100 株																		
・金 100 万円券 1 年保証	年利 11%	150 株	・金 100 万円券 3 年保証	年利 12%	200 株																		
・金 500 万円券 1 年保証	年利 13%	750 株	・金 500 万円券 3 年保証	年利 14%	1000 株																		

以上が第 19 回新会社発行社債の概要に対して決議された決定事項となります。

5. 当社、株式会社 [REDACTED]、本年度の剰余金のお知らせ

この度弊社 [REDACTED] は、[REDACTED] 株式会社との企業合併契約の締結を得て、平成 24 年 5 月 17 日付で解散いたしますので、本年 5 月度を最終事業年度とし剰余金の算出を行い、弊社に引き続き平成 24 年 5 月 18 日設立となる新会社の株主になられる方に対しまして、剰余金の配当をさせていただきます。

尚、新会社設立のための資本金、資本準備金を差し引き、算出された剰余金の総額は、金 8,262,570,000 円となっております。この内既に、総額の 20% にあたる金 652,514,000 円は、新会社が発行する第一回無担保転換社債型新株予約権付社債の株主還元社債保証に割り当てられることで決定しており、協力株主 150 名様 (300 口) に配当させていただきます。残りの剰余金総額 80% の配当詳細については、平成 24 年 6 月 4 日 (月) に開催されます、第 2 回臨時合同株主総会にて下記議案を決議し、決定致しますので、弊社株式 0.1% 未満所有株主様には、決定後ご通達を差し上げます。〔注〕 剰余金配当額は決定済み。金 1,242,883 円)

(第 2 回臨時株主総会 : 開催日 平成 24 年 6 月 4 日 (予定))

当該会社	株式会社 [REDACTED]
株主の総数	[REDACTED]
発行済株式の総数	[REDACTED] 株
議決権を行使できる株主の数	[REDACTED] 名
議決権を行使できる株主の議決権数	[REDACTED] 個
今後増える可能性のある株主数	[REDACTED] 名 (旧アフリカントラスト株主及び、旧 [REDACTED] 株主)
今後増える可能性のある議決権数	[REDACTED] 個
議長	[REDACTED] (議事録作成者)
出席役員	[REDACTED]
出席監査役	[REDACTED]
合意により決議される議案件数	8 件
当該会社により決議される議案件数	1 件
当該会社により決議される議案	第七号議案 剰余金処分の確認 (5/31 支払実施)

【第七号議案 剰余金処分の詳細】※ 剰余金の配当方法

・次にあげる二つの配当方法のなかから決議される事前決議案の確認。

(1) 配当財産の種類を金銭とし、新会社の株式 100 株を取得した株主への剰余金受け取りの資格一口を与える。

一口に対する配当額は、[REDACTED] 発行済み株式総数 21 万株を単元株式数の 100 株で分割し、2,100 口の権利が発生するため、剰余金総額の 80% にあたる 2,610,056,000 円を 2,100 口で均等に分割した額の 1,242,883 円 とし、払込日は平成 24 年 5 月 31 日 (木) とする。

(2) 配当財源の種類を金銭及び新会社発行の第一回無担保転換社債型新株予約権付社債とし、新会社の株式 100 株を取得した株主への剰余金受け取りの資格一口を与える。一口に対する配当額及び社債権利は、417,380 円及び第二回無担保転換社債型新株予約権付社債 50 万円券とし、払込日を平成 24 年 6 月 4 日、債権の保証開始日を権利購入日と同日とする。

※以上内容の決議後、旧アフリカントラスト (ワールドリソースコミュニケーション) 株主様、旧 [REDACTED] 株主様及び当社 [REDACTED] 株主様にご報告差し上げます。

以上

剰余金振込先銀行貯金・預金口座登録申請書

弊社[REDACTED]より株主様への剰余金配当のお振込みを致しますので、振込先口座のご登録をお願い致します。

(切り取り線以下ご記入の上、ご送付願います)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

◆剰余金振込先口座申請書

〈株主情報欄〉

株主名前	フリガナ [REDACTED]	年齢 才
住所	〒〇一〇-〇〇〇〇	印
電話番号 FAX	TEL: 携帯:	FAX:

〈登録口座〉

	金融機関名(郵便局を除く)		金融機関番号						支店名	支店番号	
振込先	銀行 金庫 組合 農協										
	預金科目	口座番号(右詰め)							口座名義		
	1・普通									フリガナ [REDACTED]	
2・当座											

- ◆ 銀行貯金・預金口座振り込み登録申請書に記載された情報は、振込業務以外には使用致しません。
- ◆ 記載内容に変更が生じた場合には、再送付の上口座変更手続きを行って下さい。
- ◆ 本書とご本人確認用の免許証のコピーまたは氏名、住居、生年月日等(顔写真付)わかるものを同封願います。

[REDACTED]